

委員の質問に対する回答

○日本郵政グループ

○総務省郵政行政部

○金融庁

ご質問に対する回答

日本郵政グループ
平成24年7月

目 次

ひまわりサービス等の実施状況	・・・P.2
エリアマネジメントの深化	・・・P.4
金融新規商品取扱局等の周知方法	・・・P.5
ゆうちょ銀行の国債保有状況	・・・P.7
かんぽ生命の国債保有割合と公社債の保有目的区分状況	・・・P.8
預金保険料納付額	・・・P.9
かんぽ生命の生命保険契約者保護機構負担状況	・・・P.10
業務改善命令等に対する対応	・・・P.11
日本郵政グループにおける設備投資等の状況	・・・P.12
不動産、賃貸事業の現状と見通し	・・・P.13
分社化の弊害への対応	・・・P.18
郵便事業の経営改善のための具体的対策	・・・P.19
金融二社の株式の処分に係る論点	・・・P.20

ひまわりサービス等の実施状況

- ひまわりサービスは、社会貢献の一環として、過疎地域の高齢者を対象に、配達業務と同時に無償で実施しております（ひまわりサービスに要する費用は算定していません。）。
- 過疎地域に限定しないサービスとして、地方公共団体からの委託を受けて高齢者の生活状況を確認し、書面で報告する等のサービスを有償により実施しております。

ひまわりサービス

【概要】

- ひまわりサービスは、過疎地域における70歳以上の一人暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯を対象とした在宅福祉サービス（無償）。
- 過疎地域の地方公共団体、社会福祉協議会等と協議の上実施。平成9年開始、112自治体で実施中。

（平成23年3月末現在）

外務員による励ましの声かけ

外務員が、対象世帯あての郵便物等を配達する際に、「お元気ですか」など励ましやいたわりの声かけを行う。



郵便物等の集荷サービス

対象世帯が差し出したい郵便物等があるときに、支店の外務員が、その郵便物等の集荷を行う。



その他にも、次のサービスがあります。

- ・ 励ましメッセージのお届け
小学生等が書いた励ましのメッセージを、郵便により対象世帯へお届けする。
- ・ 生活用品等の配達サービス
生活用品等を注文するはがきを受け取り、ゆうパックで注文品をお届けする。

地方公共団体受託事務(高齢者の生活状況確認等)

【概要】

○有償により高齢者の生活状況確認等を実施(地域の限定はなし)。

○21支店(25市町村)で実施中。(平成24年3月末現在)

〔参考〕現在受託中のサービス・メニュー

①高齢者への生活状況確認

地方公共団体が選定した対象者宅

- ① 生活状況を聞き取り、記録票を作成



外務担当社員が高齢者対象者宅に定期的(月に1~2回程度)に立ち寄り、生活状況を確認し、市町村に報告します。
(1回につき196.35円(税込み))

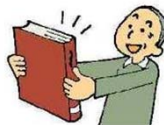
②日用品の注文・図書の貸出し等受付

地方公共団体が選定した対象者宅

- ① 図書館の図書名及び著者名を聞き取り、記録票を作成



- ⑤ 図書の受け取り



配達担当者が高齢者宅に定期的に立ち寄り、図書館の図書の貸出し等の受付を行います。
(1回につき85.05円(税込み))

③廃棄物の不法投棄に関する情報提供



外務担当社員が廃棄物の不法投棄がないか、市町村指定の場所を定期的に見回ります。
(配達順路内1回につき85.05円(税込み))
配達順路外は距離によって料金が加算)

エリアマネジメントの深化

「エリアマネジメントの深化」とは、「個局単位で完結する郵便局運営体制」から、部会、地区連絡会など、「エリア全体での郵便局運営体制」へと転換させるため、以下の各種施策を推進していくものです。

1 エリアでの効率的・効果的な要員活用等

(1) 部会を単位とする柔軟な要員配置

人材資源の有効活用の観点から、部会内各局を巡回で勤務するエリア社員の配置及び部会内社員の相互兼務発令により柔軟な要員配置が可能となる取組を試行実施。

(2) 窓口事務における総合サービスの推進

顧客サービスの向上及び効率的な要員活用を図る観点から、複数の業務を取り扱うことができる窓口社員を育成する総合サービスを推進。

2 地域の実状に合わせた郵便局運営等

経営資源の有効活用の観点から、以下の取組について検討。

- ・ **ミニмумコストで維持する郵便局モデル**

業務量の極端に少ない小規模の郵便局については、窓口機能を維持するため、お客さまニーズに対応したサービス水準を考慮しつつ、ミニмумコストで維持する郵便局モデルを検討。

- ・ **窓口営業時間の見直し**

お客さまのニーズなどに配慮した上で、関係者・関係機関とも調整しながら、様々なアイデアについて検討。

※ エリアマネジメントの深化は、フロントラインのマネジメントを転換させるための施策であり、地方公共団体事務等、地域のニーズ等を踏まえてお客さまに提供しているサービスの基盤を強化するためのもの。

金融新規商品取扱局等の周知方法

- 金融新規商品の取扱局等については、郵便局のお客様の多様なニーズにお応えするため、郵便局会社ホームページ等を活用し、広く周知に努めているところです。

金融新規商品の取扱局拡大時における周知方法

- 新たに金融新規商品を取り扱う郵便局において、窓口及び渉外社員による商品のご案内を実施。
- 新たに拡大する郵便局名の報道発表を行うとともに、郵便局会社ホームページに掲載し、周知。

The screenshot shows the Japan Post website with a press release titled "金融新規商品の取扱局の拡大について" (Regarding the expansion of financial service handling offices). The release date is 2012年7月5日. The text mentions the expansion of services for "変額年金保険" (Variable Annuity Insurance) and "自動車保険" (Automobile Insurance). A yellow arrow points from the press release title to the table on the right.

プレスリリース一覧の
「金融新規商品の取扱
局の拡大について」
をクリック

JP 日本郵政グループ

PRESS RELEASE

2012年7月5日
郵便局株式会社

金融新規商品の取扱局の拡大について

郵便局株式会社（東京都千代田区、代表取締役会長 古川 治次）では、すでに販売を開始している変額年金保険および法人（経営者）向け生命保険の取扱局を平成24年7月25日（水）、自動車保険の取扱局を平成24年8月1日（水）から拡大いたします。

今後、身近な郵便局を通じて、より多くのお客さまのニーズに一度お応えしてまいります。

取扱商品の拡大先及び取扱局数（各取扱商品の取扱局名については別紙を添付）

取扱商品	拡大時期	取扱局数
変額年金保険	平成24年7月25日（水）	247局から508局へ拡大
法人（経営者）向け生命保険	平成24年7月25日（水）	126局から134局へ拡大
自動車保険	平成24年8月1日（水）	701局から1,241局へ拡大

別紙

変額年金保険取扱局一覧

都道府県	局数	取扱局	取扱局 （平成24年7月開始）
北海道	22	札幌中央、札幌北、札幌南、札幌西、札幌白石、山形、豊平、厚別、手稲、旭川中央、旭川東、苫小牧	紋路、丘珠、両国中央、小樽、東室蘭、北見、岩見沢、野幌、千歳、滝川
青森	5	青森西、弘前	八戸西、五所川原、十和田
岩手	5	盛岡北、北上	宮古、花巻、一関
宮城	12	仙台中央、仙台南、石巻	仙台北、若林、泉西、泉、塩釜、気仙沼、多賀、岩沼、亘川

常態的な金融新規商品・取扱局の周知方法

- 金融新規商品を取り扱う郵便局において、リーフレットの配備やポスター掲示等により周知。
- 常時、郵便局会社ホームページにおいて、取扱内容を周知。

(例) 郵便局会社ホームページで自動車保険を取扱っている郵便局を探したいとき

郵便局会社ホームページ「郵便局を探す」をクリック

郵便局名を
入力

取扱商品を
ご案内

船橋東郵便局 の取り扱い

	営業時間		
	平日	土曜日	日曜日・休日
保険窓口	9:00~16:00	お取り扱いしません	お取り扱いしません
取り扱い内容			
生命保険	☐ バイク自賠責保険	☐ 自動車保険	☐
がん保険	☐ 引当条件緩和型医療保険	☐ 養老年金保険	☐
お問い合わせ			
※サービスの内容によってお問い合わせ先が異なります。			
保険サービスについて	船橋東郵便局(郵便局株式会社)		保険サービスについて : 047-465-5364 FAX番号 : 047-465-8141

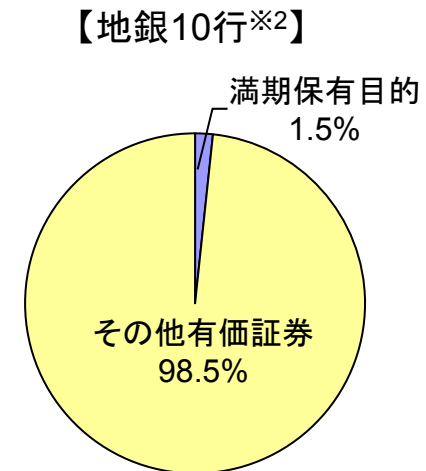
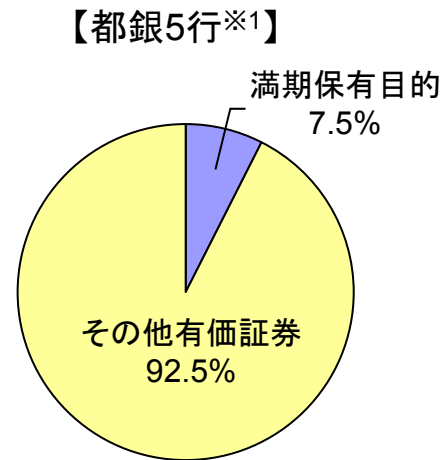
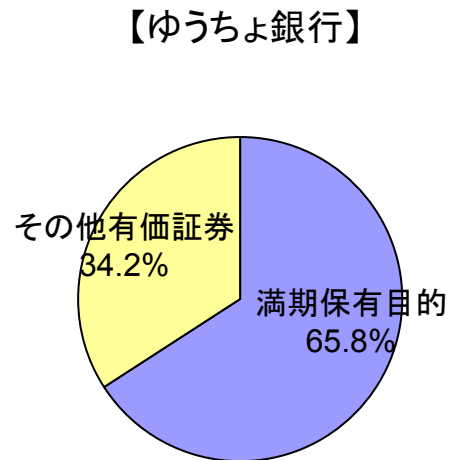
ゆうちょ銀行の国債保有状況

■ 運用状況の推移（過去5年）

（単位：億円、％）

	H19年度末	構成比	H20年度末	構成比	H21年度末	構成比	H22年度末	構成比	H23年度末	構成比
国債	1,567,731	76.44	1,554,901	80.16	1,558,915	81.10	1,464,609	76.78	1,449,398	74.91
預託金	207,000	10.09	87,000	4.48	20,000	1.04	－	－	－	－
小計	1,774,731	86.53	1,641,901	84.64	1,578,915	82.14	1,464,609	76.78	1,449,398	74.91
運用資産合計	2,050,701	100.00	1,939,531	100.00	1,922,140	100.00	1,907,453	100.00	1,934,640	100.00

■ 保有区分の割合の比較（H24.3月末現在）



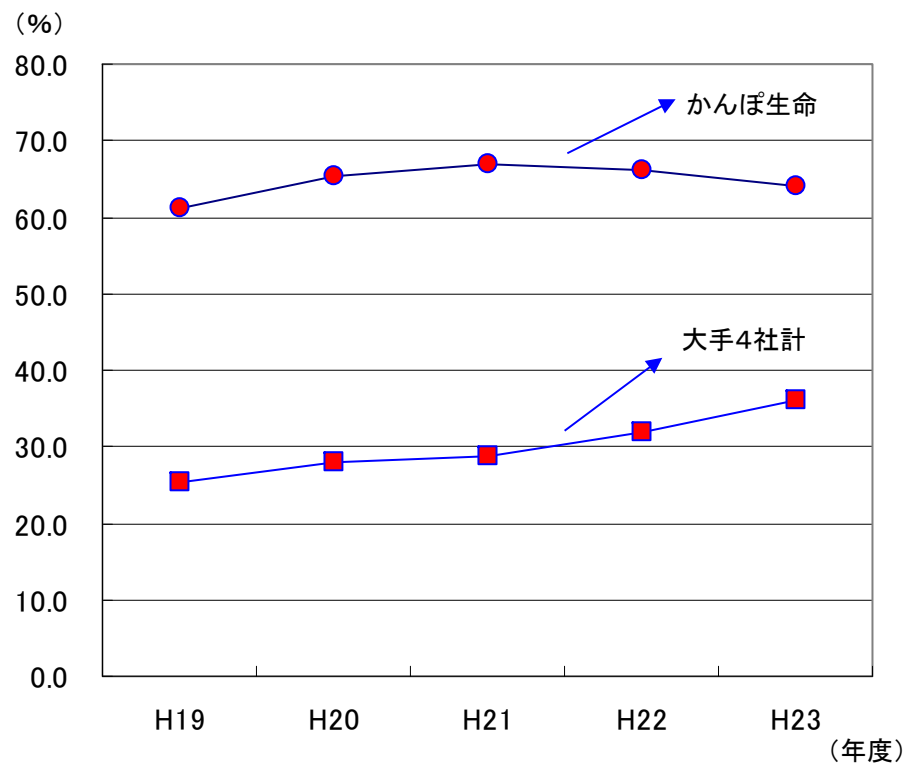
※1：みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行。

※2：横浜銀行、千葉銀行、静岡銀行、福岡銀行、常陽銀行、七十七銀行、京都銀行、広島銀行、八十二銀行、群馬銀行。

（出所）当行：決算発表資料、他行：有価証券報告書

かんぽ生命の国債保有割合と公社債の保有目的区分状況

国債の保有割合の推移【対総資産】



公社債の保有目的区分（H23年度）

	かんぽ生命	大手4社計
公社債(国債・地方債・社債)	74.0兆円 (100%)	60.3兆円 (100%)
満期保有目的債券	44.3兆円 (60.0%)	6.6兆円 (11.0%)
責任準備金対応債券	24.8兆円 (33.5%)	34.8兆円 (57.8%)
その他	4.8兆円 (6.5%)	18.8兆円 (31.2%)

出所:各社決算発表資料

(注)大手4社計は日本生命、第一生命、明治安田生命、住友生命の合計

出所:各社決算発表資料

預金保険料納付額

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
預金保険料総額 (A)	5,666億円	6,116億円	6,411億円	6,793億円	7,029億円
うち、ゆうちょ銀行支払い分 (B)	250億円(注2)	547億円	744億円	908億円	1,025億円
(全体に占める割合 (B)÷(A))	4.4%	8.9%	11.6%	13.3%	14.5%

【参考】

日本郵政株式会社への交付金 (C) (注1)	511億円(注2)	977億円	730億円	562億円	435億円
預金保険料等相当分 (B)+(C)	761億円(注2)	1,524億円	1,474億円	1,470億円	1,460億円

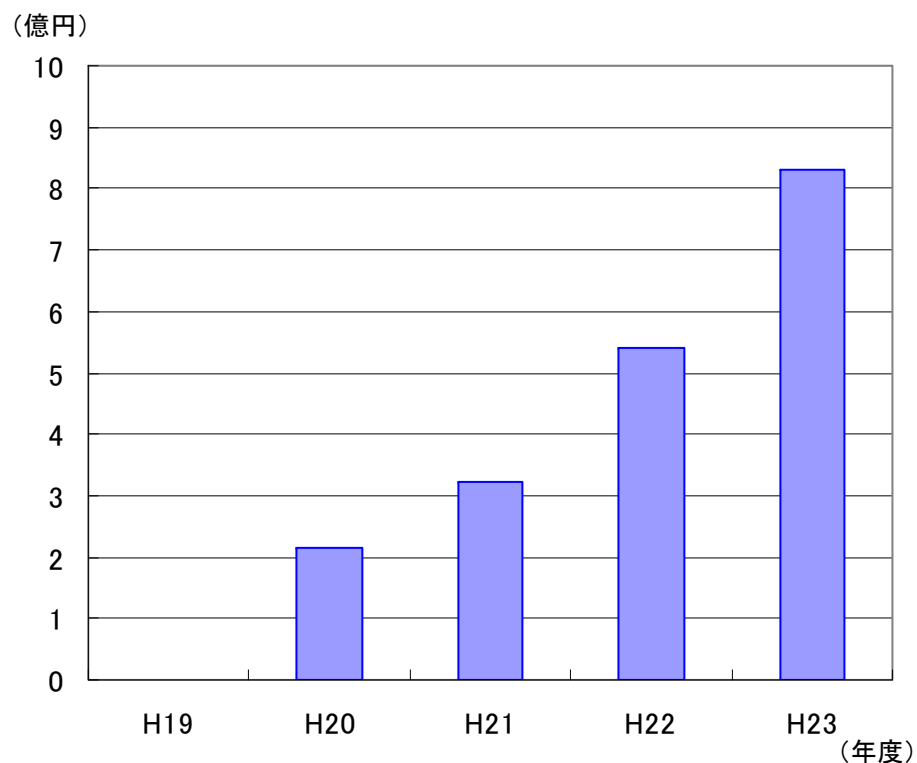
(注1) 日本郵政株式会社への交付金は、郵政民営化法第122条に基づき、旧勘定(民営化前に預け入れられた定期性貯金)の残高に保険料率を乗じた額の金銭をゆうちょ銀行から日本郵政株式会社に交付しているもの

(注2) 平成19年10月～平成20年3月の6ヶ月分

(出所) 当行決算発表資料及び預金保険機構HP

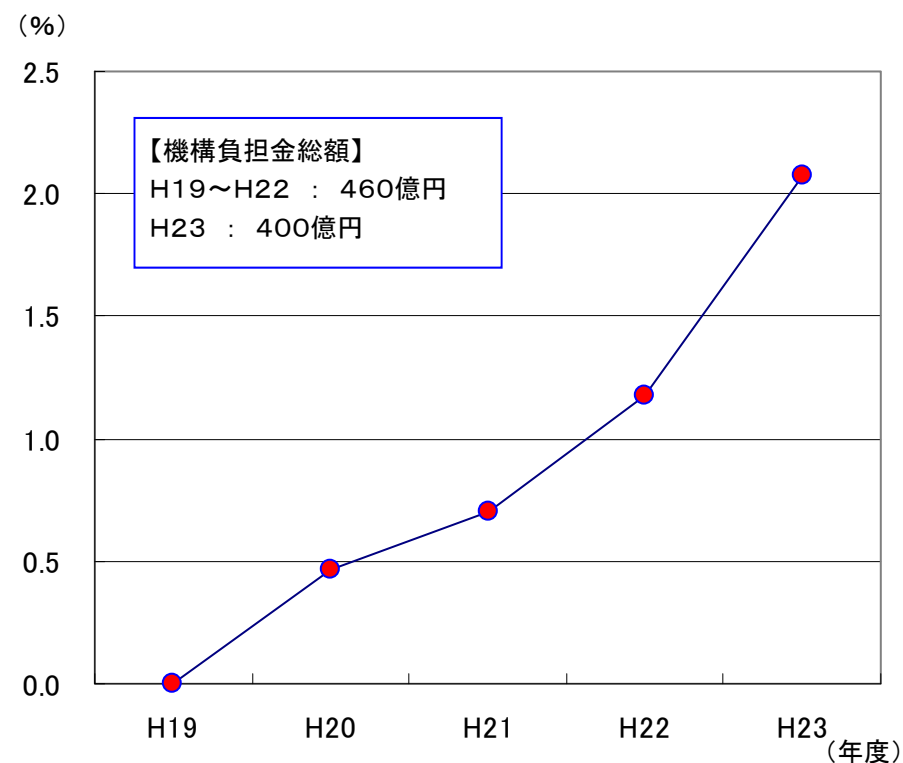
かんぽ生命の生命保険契約者保護機構負担状況

生命保険契約者保護機構負担金の推移



出所: かんぽ生命決算発表資料

機構負担金総額に占めるかんぽ負担金の割合



出所: かんぽ生命決算発表資料、生命保険契約者保護機構公開資料

業務改善命令等に対する対応

○ゆうちょ銀行、かんぽ生命、郵便局株式会社は、平成22年1月に内部管理態勢の充実・強化に関する業務改善計画を提出し、同種事案の再発防止及び法令等遵守態勢の確立に向けた取組みを推進しています。

○統合後も引き続き、金融サービス関係の部内犯罪の根絶に向け、同計画の確実な推進を継続して参ります。

主な取組み	主な対策
法令等遵守に取り組む経営姿勢の明確化	・全社員に向けた「トップメッセージ」の発出 ・経営陣による郵便局長・社員へのコンプライアンス指導
全社的な法令等遵守意識の醸成	・防犯研修の内容充実 ・内部通報制度の周知・徹底
再発防止策の策定	・預り証に関するルール of 策定（社員が預り証を使用しやすい環境整備 等） ・預り証等に関するお客さまへの周知 ・保険料・保険金のキャッシュレス化の推進
内部牽制機能の充実・強化	・組織的な局状の把握と活用 ・地域・地区グループの防犯態勢の充実
内部監査機能の充実・強化	・監査手法の充実 ・データ分析による高リスク局等の絞り込み
適切な人事管理の実施	・局外での営業活動管理に関する手続きの明確化と研修の充実

日本郵政グループにおける設備投資等の状況

- 日本郵政グループの設備投資額の水準は、内部留保と減価償却費の合計額の範囲内となっています。
- ゆうちょ銀行の株主資本は、利益剰余金の増加額(内部留保)のみにより増加しています。

なお、ゆうちょ銀行の23年度の自己資本比率は68.39%です。

【日本郵政グループ(連結ベース)】

	20年度	21年度	22年度	23年度
設備投資額	1,682億円	1,626億円	2,046億円	2,076億円
(参考)利益剰余金当期変動額(内部留保)	4,033億円	4,084億円	3,672億円	4,153億円
(参考)減価償却費	2,121億円	2,192億円	2,047億円	2,045億円

※ 設備投資額は、連結キャッシュフロー計算書上の「有形固定資産の取得による支出」及び「無形固定資産の取得による支出」の合計額。

【ゆうちょ銀行】

	20年度	21年度	22年度	23年度
株主資本	8兆2,094億円	8兆4,488億円	8兆6,911億円	8兆9,468億円
うち資本金	3兆5,000億円	3兆5,000億円	3兆5,000億円	3兆5,000億円
うち資本剰余金	4兆2,962億円	4兆2,962億円	4兆2,962億円	4兆2,962億円
うち利益剰余金	4,131億円	6,525億円	8,948億円	1兆1,505億円

不動産、賃貸事業の現状と見通し

1. 現状

名 称	進捗状況
JPタワー	別紙1のとおり
名駅一丁目計画(仮称)	別紙2のとおり
旧大阪中央郵便局敷地	○経済環境や周辺開発の状況を見ながら、関係者とともに検討を進めている ○旧大阪中央郵便局敷地については、地域活性化の観点から整備を行い、賑わいの創出や、文化的なイベントの場となる広場空間及び郵便局窓口等として、暫定的に活用することとしている ○旧大阪中央郵便局建物については、保存する部分を除き、取り壊すこととし、保存部分については、現位置に存置することとしている
(仮称)札幌三井JPビルディング	別紙3のとおり
目黒東山 (ザ・コートガーデン目黒東山)	別紙4のとおり
福岡(仮称)	○分譲事業。現在、共同事業者の選定中

2. 見通し

有望な保有不動産について、事業性等を検討中

(1)開発事業の実施形態

- 事業主 : 郵便局(株)、東日本旅客鉄道(株)、三菱地所(株)の共同事業

(2)計画敷地概要

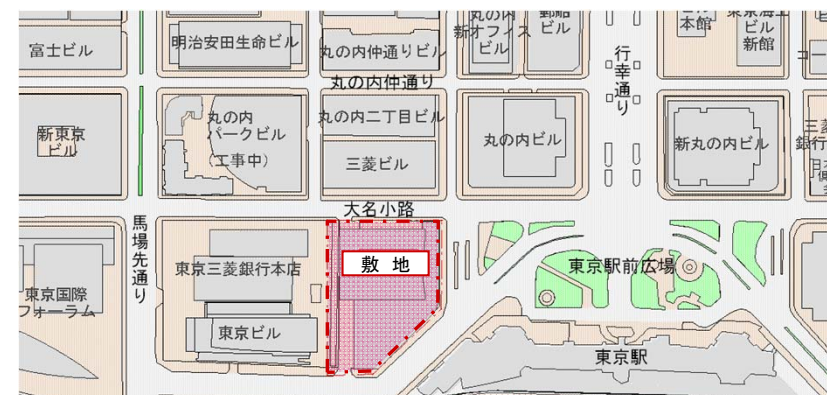
- 所在 : 千代田区丸の内2丁目7番2号
- 交通 : JR東京駅
- 敷地面積 : 約11,600㎡

(3)計画建物概要

- 規模 : 地上38階、地下4階、塔屋3階
- 高さ : 約200m
- 延床面積 : 約212,000㎡
- 主要用途 : 事務所、商業施設、郵便局、
国際ビジネス・観光情報センター、総合ミュージアム、
国際カンファレンスセンター、駐車場

(4)今後の予定

- 竣工 : 平成24年5月31日(済)
- 郵便局開局 : 平成24年7月17日(済)
- グランドオープン : 平成25年春



(1) 開発事業の実施形態

- 事業主 : 郵便局(株)、名工建設(株)の共同事業

(2) 計画敷地概要

- 所在 : 名古屋市中村区名駅1丁目1番1号他
- 交通 : JR名古屋駅
- 敷地面積 : 約12,000㎡

(3) 計画建物概要

- 規模・高さ : 高層棟:地上40階、地下3階、塔屋1階
低層棟:地上11階、地下1階、塔屋2階
- 高さ : 約200m
- 延床面積 : 約179,000㎡
- 主要用途 : 事務所、商業施設、郵便局、バスターミナル、駐車場

(4) 現状

- 平成24年4月から工事発注WTO手続中

(5) 今後の予定

- 平成25年夏 新築工事着手
- 平成27年秋 竣工



●平成26年9月 商業オープン



(1) 開発事業の実施形態

- 事業主 : 郵便局(株)(土地売主)、三井不動産レジデンシャル(株)(建物売主)の共同事業

(2) 計画敷地概要

- 所在 : 目黒区東山3丁目997番1(地番)
- 交通 : 東急田園都市線「池尻大橋駅」
- 敷地面積 : 約2,300㎡

(3) 計画建物概要

- 規模 : 地上5階、地下1階
- 延床面積 : 約4,300㎡
- 総戸数 : 52戸
- 間取り : 1LDK～3LDK
- 専有面積 : 43.75㎡(4戸)～80.32㎡(5戸)

(4) 現状

- 販売状況 : 全戸引渡済(平成24年3月27日)



外観写真(南東側)



外観写真(西側)

分社化の弊害への対応

郵便事業会社と郵便局会社の統合により、分社化の弊害の解消に向けた取組みを推進することにより、お客さまサービスの向上、経営の効率化を実現して参ります。

分社化の弊害	会社統合後の方向性
組織・人員配置の非効率 〔各社それぞれに共通部門が必要となる、 会社間調整機能が肥大化する等〕	「郵便支店と郵便局の統合」や「郵便事業(株)支社と郵便局(株)支社」の統合により、管理体制や人事・会計など共通部門のスリム化が可能となり、数年程度で、一定程度の管理社員や共通部門の担当社員を減少させることができる見込み。
指揮命令系統の複線化による会社間調整の発生・意思決定の遅れ	統合後、会社間調整が不要となり、また、段階的に組織内の指揮命令系統の集約化を図ることにより、より迅速な意思決定が可能となる。
お客さまサービス (例) - 郵便外務員が配達中に通帳の預かり等ができない - 郵便物の不着申告について、郵便局に問い合わせても、郵便事業会社が別会社のため要領を得ない - 郵便物の引受等を行う郵便局の郵便窓口と不在持戻り郵便物をお渡しする郵便会社のゆうゆう窓口の並立により民営化当初混乱	- お客さまのニーズを勘案しつつ、郵便配達員が通帳を預かるサービスを必要な郵便局で順次実施するよう、現在、検討しているところ。 - これまで別の会社だった郵便と郵便局が一体となるため、郵便局と郵便物等の集配を担当する部署とで連携を取り、新会社として責任ある対応を行っていく。 - 順次一本化を進めていく。

郵便事業の経営改善のための具体的対策

- 郵便物数の減少、宅配便市場での厳しい競争環境の中で、郵便のユニバーサルサービスを維持するため、郵便の黒字体質の定着とゆうパックの黒字化に向けた郵便再生に取り組んでいるところです。
- 郵便局会社との統合により、統合メリットが最大限発揮できるよう、管理体制や人事・会計など共通部門のスリム化、郵便営業の一体化、業務の効率化等を進め、更なる損益改善を図る。

平成24年度の単年度営業黒字確保のための収支改善施策

- ・ オペレーション費用の削減
(業務量に応じた要員の適正配置、集配委託契約の見直し、積載率向上等による運送便の見直し等)
- ・ 採算性の観点から必要なお客様との取引条件の見直し、中小口のお客様に対する営業の強化等
- ・ 支店レベルでの損益管理を含めた経営管理の仕組みの高度化
- ・ 事業の根幹である人材育成のための訓練・研修の充実
- ・ 支社・支店等への権限委譲、本社のスリム化や支社機能の強化等

郵便物数の減少による収益の減少という構造的な問題への対応(中長期的課題に最も重要な課題)

- 更なる生産性の向上と収益の増加に向けた取組み
 - ・ 郵便等の区分作業等の集中処理・機械化や情報システム基盤の整備
 - ・ 頑張った社員が報われるような給与・人事体系の導入に向けた検討
 - ゆうパック事業
 - ・ ゆうメール事業と並ぶ郵便のユニバーサルサービスを支える収益源となるよう、郵便事業会社の強みを活かしたサービスを収益性や成長性の高い市場に集中的に投入するなどの戦略的な展開
- 平成27年度単年度黒字化を目指す

金融二社の株式の処分に係る論点

- 金融二社の株式の処分に当たっては、企業価値を高めるため、お客様の利便性を高めていくことが最大の課題と認識。

【金融2社の現状】

- ゆうちょ銀行（郵便貯金）の貯金残高は、ピーク時の平成11年度から約85兆円減少。
国債運用が中心のため、他行に比べて利鞘が小さく、また、リスク構造が金利リスクに偏っている。
- かんぽ生命（簡易生命保険）の保有契約件数は、過去10年で約半減。
他生保が、市場の拡大している医療保険等に商品構成をシフトしてきているのに対して、依然として市場が縮小している養老保険が販売契約の大半を占めている。

【主な論点】

- 金融二社の株式価値の最大化
 - ・ 成長戦略
 - ・ 新規業務展開の時間軸
- 日本郵政株式会社の株式の処分との関係

委員からのご質問に対する回答

平成 2 4 年 7 月
総務省郵政行政部

目 次

- 1 高額横領犯罪等の防止策 . . . 2
- 2 郵便局窓口における物品の販売について（郵便、金融業務に関係の無い物品の販売） . . . 3
- 3 郵便局株式会社における地方公共団体事務の取扱いについて（費用補填の有無） . . . 3
- 4 日本郵政グループ全体の収益力が郵政公社時代と比較して低下してきている要因の分析 . . . 4
- 5 郵政グループが収益性を確保しつつ、公益性・地域性の発揮するための在り方 . . . 5

1 高額横領犯罪等の防止策

- 総務省としては、郵政事業を提供する郵便局は、国民からの強い信頼の下、これまで、最も身近な窓口として、広く利用されてきたものでありますが、ご指摘のような犯罪の発生は国民からの信用を著しく失墜するものであり、あってはならないことと認識しています。
- このような観点に立ち、ご指摘の高額横領犯罪につきましては、金融庁の改善命令に併せて、高額横領犯罪の再発防止策の再検討、及びその見直し後の再発防止策の着実な実施を内容とした監督上の命令を平成 21 年 12 月に郵便局株式会社に発出したところであります（→別紙）。
- これに対し、郵便局株式会社は、内部管理体制の充実・強化を内容とする業務改善計画を策定し、当省に平成 22 年 1 月に提出し、現在に至るまで、同計画を実施・推進しているところであります。総務省としては、同計画の進捗状況につきまして、四半期ごとに郵便局株式会社から報告を受けているところであり、これまでは、概ね、同計画で予定していた施策が実施されているところと評価しています。
（見直し後の再発防止策の主な内容）
 - ・ 預り証に関するルールの策定（社員が預り証を使用しやすい環境整備 等）
 - ・ 預り証等に関するお客さまへの周知
 - ・ 保険料・保険金のキャッシュレス化の推進
- 犯罪撲滅の取組については、経営陣の強い意思の下、経営陣が主導して行われるべきものと考えており、まずは、経営陣が策定した業務改善計画が着実に実施されることが必要と考えております。このような観点から、総務省としては、今後も、郵便局株式会社からの同計画の実施状況等の報告を踏まえ、引き続き、同計画の着実な実施についてフォローしていくこととしますが、必要に応じ、個別の立ち入り検査や指導により、同様の犯罪が再発しないよう、監督していくこととしています。

2 郵便局窓口における物品の販売について（郵便、金融業務に関係の無い物品の販売）

- 郵便、金融業務以外に、新たに郵便局窓口を活用した任意業務を行う場合には、現行制度においては、郵便局株式会社の総務大臣への届出が必要となっております（郵便局株式会社法第4条第2項。改正法が施行された後も同様）。ご指摘の「郵便、金融業務に関係のない物品の販売」については、現在、ローソン(株)と提携することにより、コンビニ店舗を郵便局内に設置して行っており、現在、全国において9店舗を展開しているところであります。また、全郵便局（一部簡易郵便局を除く。）において、封書等の文房具の販売を、郵便等の利用を促進するための郵便局窓口活用業務（新規業務）として行っております（いずれも平成19年9月に届出）。
- 以上のように、ご指摘の郵便局窓口において、郵便、金融業務に関係のない物品の販売は可能であります。また、特に「過疎地等におけるキヨスク的な業務の展開」については、総務省としても、過疎地等の住民の利便性の向上に寄与するものであり、同様の事業者の利益を不当に害することがない限り（郵政民営化法第92条）、郵便局の状況や業務の採算性等も考慮しながら検討されることが望ましいものと考えているところでありますが、今後も、これらの業務を、どのような形で展開していくかを決定するのは、まずは、郵便局株式会社の経営陣の判断であります。

3 郵便局株式会社における地方公共団体事務の取扱いについて（費用補填の有無）

- 郵便局株式会社が地方公共団体からその業務の一部を受託している場合には、地方公共団体からはファックス等の必要設備の初期費用及び当該設備の電気代等を負担いただいているものであります。
- 個々の業務の取扱いに要する費用については、受託時に実費に基づく手数料を郵便局株式会社と地方公共団体との間で決めており、それにより、利用に応じた手数料を郵便局株式会社が受け取っているものであります。

4 日本郵政グループ全体の収益力が郵政公社時代と比較して低下してきている要因の分析

- 「日本郵政グループ全体の収益力が郵政公社時代と比較して低下した要因」につきましては、
 - ・ 国営時代からではあるが、郵便、貯金、保険の基本指標が、他の民間企業との競争等により、右肩下がりになっている状況が続いていること（なお、これらの要因としては、郵便は電気通信との競合によるものであり、また、貯金・保険については、既存の商品だけで利用者ニーズを十分に満足することができない状況にあることも考えられる）。
 - ・ 三事業以外の新規業務が、開始後数年であり、試行錯誤の段階ということもあるが、収益の柱となる存在となるまでには至っていないこと。等によるものと考えています。

- また、利益ベースで見た場合、
 - ・ 民営化以降、法人税や預金保険料等の負担等、一般民間企業と同等の費用負担が生じていること
 - ・ 5分社化により、郵政公社時代に比較して、共通部門や管理者等の追加的な費用負担が生じたこと等から、郵政公社時代と比較して低下しているものと考えています。

5 郵政グループが収益性を確保しつつ、公益性・地域性の発揮するための在り方

- 全国津々浦々に設置された郵便局は、国民生活に必要不可欠な郵便、貯金、保険サービスを提供する地域の身近な窓口として長く国民利用者から親しまれた存在であることから、このネットワークの活用は大きな潜在力を有しているものであります。従って、郵便局ネットワークの活用方法の決定は、一義的には、経営者の判断によるものではありませんが、今般の法改正により追加された「郵便局ネットワークの活用等に公益性・地域性の十分の発揮」といった視点は、今後の郵便局ネットワーク活用を考えるに当たっての総務省としての基本的視点の一つであると考えております。
- 他方、今回の改正法により、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、金融の基本的なサービスも含め三事業のユニバーサルサービスの提供責務を負う事業体となることから、安定的かつ円滑にユニバーサルサービスが提供されることも求められています。従って、両社を監督する総務省としても、公益性・地域性と収益性の両面を、いかに両立させた事業運営を実現させるかが重要であると考えております。
- このような観点から、総務省としては、改正法の趣旨が実現できるよう、日本郵政グループの経営の状況をこれまで同様注視するとともに、郵便局ネットワークの活用が促進されるよう、事業計画の認可や日々の監督を通して、適切に監督していきたいと考えております。

総 情 企 第 155 号
平成21年12月 4 日

郵便局株式会社代表取締役会長
古川 洽次 殿

総務大臣 原口 一博 印

郵便局株式会社法第 13 条第 2 項に基づく監督上の命令等について

本年 4 月以降、郵便局株式会社が株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険との間で締結している受託契約に基づく業務において、報告されている横領事件については、過去の犯罪被害額に比して高額な犯罪が散見されるところであり、当省としては、郵便局株式会社の業務管理体制の実態に強い問題意識を有しているところである。

このような認識の下、郵便局株式会社に対して、郵便局株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）第 14 条第 1 項に基づき、報告徴求を実施し、当省で精査した結果、日常の業務面における渉外要員非配置局における対策や役職者に対する内部牽制体制等が不十分であること、研修や検査が形骸化していること等の実態が明らかになったところである。

郵便局株式会社が担う使命は、全国津々浦々に設置された郵便局を通じて、郵便、貯金及び保険サービスという国民生活の基本的サービスの提供を行うことにより、国民利用者の利便性の向上を果たすことになるが、これは、国民利用者の信頼の上に成り立つものである。上記のような犯罪が今後も継続した場合は、国民利用者の利便性の低下につながるのみならず、郵便局株式会社の経営にも大きな影響があるものと判断している。

については、同種の犯罪の再発を徹底的に防止することを目的とし、上記報告徴求において、既に提出があった改善策について、再検討を行うとともに着実に実施することを、郵便局株式会社法第 13 条第 2 項に基づき命ずる。

また、同法第 14 条第 1 項に基づき、この命令により講じた措置について、平成 22 年 1 月 6 日までに報告するとともに、その後の措置状況を当分の間、四半期ごとに報告するよう求める。

平成 24 年 7 月 24 日

委員からのご質問に対する金融庁回答

「監督上の着眼点」については、銀行及び保険それぞれについて、郵政グループとそれ以外について変わりはないとのことであった。

しかしながら、新規事業業務認可及び承認の流れには大きな相違があり、郵政民営化委員会の責務は重要となる。

金融庁として、民営化委員会に郵政グループの新規事業について意見を求める場合、どのような視点を重視してほしいと期待しているか。

下記のとおり、回答申し上げます。

1. 郵政民営化法 110 条、138 条においては、郵便貯金銀行及び郵便保険会社（以下「金融 2 社」と言います。）の新規業務について、

- ・ 金融 2 社と他の金融機関等との競争関係に影響を及ぼす事情
- ・ 金融 2 社の経営状況

を考慮し、

- ・ 金融 2 社と他の金融機関等との適正な競争関係
- ・ 利用者への役務の適切な提供

を阻害するおそれがないか検討することとされています。

（参考）郵政民営化法（抄）

第 110 条

第 5 項 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合
その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便貯金銀行の経営状況

第 6 項 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項の認可の申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない

第 138 条

第 4 項 内閣総理大臣及び総務大臣は、前三項の認可の申請があった場合において、次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、当該認可をしなければならない。

一 日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合
その他他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情

二 郵便保険会社の経営状況

第5項 内閣総理大臣及び総務大臣は、第一項から第三項までの認可の申請があったときは、民
営化委員会の意見を聴かなければならない。

2. 上記の郵政民営化法の規定を踏まえ、当庁としては、特に金融2社と他の金融機関
等との競争関係に影響を及ぼす事情及び、金融2社と他の金融機関等との適正な競争
関係について、郵政民営化委員会において十分にご審議いただきたいと考えています。

また、その際、競争が促進され、多様で良質なサービスが提供されることを通じて、金
融サービスの利用者全体(国民)にとり、金融2社と他の金融機関を含む金融サービス全
体の利便性向上が図られることを目指す、との視点を重視していただきたいと考えていま
す。

3. 更に、金融2社と他の金融機関等との競争関係に影響を及ぼす事情を判断する前提とな
るのは、金融2社の株式上場スケジュールであると考えられますので、当該スケジュール
について、日本郵政株式会社及び金融2社に対して早急な明確化を促すとともに、これに
照らして新規業務の在り方をご審議いただきたいと考えています。

(参考) 日本郵政及び金融2社の株式処分に関する規定等

改正郵政民営化法（第7条第2項）

「日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、その全部を処分す
ることを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況や、第7条の2に規定する責
務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとする。」

東日本大震災からの復興のための施策を実現するために必要な財源の確保に関する特別措置
法（附則第14条）

「日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分のあり方を
検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分することとする。」

参議院総務委員会 川端達夫総務大臣答弁（平成24年4月24日）

「(こうした株式の処分に当たっては) 国民全てが平等に購入できる株式上場の形を取ること
が重要であると認識をしております。」

以上